

2015年10月20日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 経済協力開発機構(OECD) 税源浸食と利益移転 (BEPS)プロジェクトに 係る最終レポート

### 行動計画1～15の概要について

#### Contents

- 行動1: 電子経済についての課税上の課題
- 行動2: ハイブリッド
- 行動3: 外国子会社合算税制(CFC税制)の強化
- 行動4: 利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた税源浸食の制限
- 行動5: 有害な租税慣行への対応
- 行動6: 不適切な状況での条約の特典付与の防止
- 行動7: PE認定の人為的回避の防止
- 行動8-10: 移転価格の側面
- 行動11: BEPSのデータ収集・分析
- 行動12: 濫用的なタックス・プランニングの開示
- 行動13: 移転価格文書化及び国別報告書に係るガイダンス
- 行動14: 紛争解決メカニズムの有効性向上
- 行動15: 二国間租税条約改定のための多国間協定の策定

経済開発協力機構(OECD)は、2015年10月5日、税源侵食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動計画における15の重点分野について、最終レポート(エグゼクティブ・サマリーは[こちら](#))を公表しました。本アラートでは、行動計画1～15の概要について解説いたします。

EY税理士法人では、今後も引き続きBEPSのアップデート情報を配信していく予定です。弊法人発行の税務速報、又は[ウェブサイト](#)をご確認ください。

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで[こちら](#)から入手可能です。

## 詳細な議論

BEPS最終レポートにおける各行動計画の概要は、以下のとおりです。

### 行動1 – 電子経済についての課税上の課題

行動1の最終レポート「電子経済についての課税上の課題」は、2014年9月にOECDが最初に公表した電子経済に関する行動1の成果物(2014年レポート)に広く追随しています。最終レポートは2014年レポートと同様に、電子経済についての結論を述べ、進化する電子経済がもたらす課税上の課題に取り組むために推奨される今後のステップを提案しています。また、電子経済が次第に経済そのものとなりつつあることから、これを分離することは不可能であるとあらまし述べ、電子経済に限定して特別な規則を設計しても機能し得ないであろうと認めています。最終レポートでは、OECDが全体的なBEPS分析に重要であると考え、進化し続ける電子経済のビジネスモデルの主な特徴を要約しています。これに加え、電子経済がもたらす直接税・間接税上の課題を幅広く検討しています。

2014年レポートの改訂として、最終レポートは次の事項を推奨しています。

- (i) 準備的・補助的活動が電子環境に関連する場合の恒久的施設(PE)認定除外リストの修正、及び一定の事業活動を細分化することで認定除外の恩恵を受けることを防ぐ新しい細分化禁止規則の導入
- (ii) 一定の「契約締結」の取決めによるPE認定の人為的回避に対処するPE定義の修正(行動7を参照)
- (iii) OECD移転価格ガイドラインの相関的な改訂(行動8-9を参照)
- (iv) 電子経済について特定された課題に対処する外国子会社合算税制(CFC)規則の変更

最終レポートは一定の電子取引の間接税の取扱いについても検討しており、各国はOECDの国境を越えた取引に係る消費税ガイドラインの原則を適用すべきであり、そこで述べられている徴収メカニズムの導入を検討すべきであると推奨しています。

今後の行動1の分野での作業は、幅広い利害関係者との協議に基づき、包括的なBEPS後のモニタリングプロセス設計として2016年中にOECDが構築する予定の詳細な要求項目に従って行われることとなります。電子経済の全体的な課税に関する継続作業の結果を反映した補足レポートは2020年までに発表される予定です。OECDはまた、国境を越えた取引に係る消費税ガイドラインの実施メカニズムについても連携して構築しようとしています。

### 行動2 – ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果の無効化

行動2の最終レポート「ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果の無効化」は、2014年9月に公表された中間レポート(2014年レポート)を改訂するものです。2014年レポートとほぼ同様に、最終レポートは2つのパートから構成されており、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントに対処するための詳細な推奨事項が記載され、これらの課題について合意に達した内容が反映されています。第1部は、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントに対処する国内法についての推奨事項から、第2部は、OECDモデル租税条約の改正案から、それぞれ構成されています。

第1部の推奨事項には、「具体的な推奨事項」及び「ハイブリッド・ミスマッチ防止ルール」が含まれています。具体的な推奨事項は、ハイブリッド・ミスマッチの回避と、国内法の内容と自国のタックスポリシーが想定している結果とを一致させること(例えば、支払者側で損金算入できる支払いについては、配当受領者側では配当免税を適用しない等)を目指し、国内法の条項を改正するという内容となっています。

ハイブリッド・ミスマッチ防止ルールは、一定のハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントから生じる以下の3つの税務上のミスマッチのいずれかを無効とすることを目的とした、他の国の取扱いを自国の取扱いにリンクさせるルール(リンキングルール)となっています。

- ▶ ハイブリッド金融商品(ハイブリッド譲渡を含む)から生じる、益金に算入されないが損金算入となる支払い、ハイブリッド事業体による認識されない(disregarded)支払い、又はリバース・ハイブリッド事業体への支払い
- ▶ ハイブリッド事業体又は二重居住者による損金算入可能な支払いから生じる、二重に控除される支払い
- ▶ 輸入されたミスマッチ(imported mismatch)によって生じる、益金に算入されないが、間接的に損金に算入されている支払い

ハイブリッド・ミスマッチ防止規定は、第一義的対応と、(適用のある場合における)第二義的又は防御的規定の2つに分かれています。防御的規定は、相手方の国・地域(法域)にハイブリッド・ミスマッチ防止ルールが無い、又は問題となっている特定の事業体やアレンジメントに当該規定の適用が無い場合にのみ適用されます。さらに、個々のハイブリッド・ミスマッチ防止ルールには、それぞれ固有の適用範囲が定められています。

2014年レポートから分量が非常に増えた中で、最終レポート第1部の推奨事項では、規定に関する更なるガイダンス及び、当該規定運用を解説するための幅広く詳細な事例が追加されています。2014年レポートで未解決の課題とされていた事項（例えば、株式の貸与・売買・買戻し取引の取扱い、無利子貸付の取扱い、及び支店形態の取扱いなど、ハイブリッド金融商品を用いたハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント）も取り上げられています。さらにCFC税制において取り込まれる支払いの取扱いについて、詳細なガイダンスが記載されています。また、輸入されたミスマッチを防止する規定の運用についての重要な新ガイダンスも提供されています。当該ガイダンスには、輸入されたミスマッチ・アレンジメントの下で、損金算入額を取り消す（set-off）もと取り扱うべき支払いの範囲を判定する3つの追跡ルール、及びこれらのルールの優先順位に関するルールが含まれています。

第2部のOECDモデル租税条約に関する推奨事項は、2014年レポートとほぼ同様であり、以下のものが挙げられています。

- (i) モデル租税条約第4条の改正によって二重居住性のある事業体に対処する
- (ii) 第1条への新たな規定を追加し、コメンタリーを改正することによって、財務上導管性のある事業体（Fiscally transparent entities）に対処する
- (iii) 各種改正案によって、推奨される国内法の改正によって生じる租税条約上の課題に対処する

最終レポートは、全ての国・地域がレポートに含まれる全ての規則を導入し、これらの規則が一貫性をもって効果的に国内法への導入（implement）及び適用が確実になされるよう、協調して対処すべきであると推奨しています。

### 行動3 – 外国子会社合算税制（CFC税制）の強化

行動3の最終レポート「有効な外国子会社合算税制の設計」では、有効なCFC税制に必要な構成要素について、CFC税制の「基本構成要素（ビルディング・ブロック）」を示す形で推奨されています。最終レポートでは、推奨事項は最低基準（ミニマム・スタンダード）にあたるものではないとされています。むしろ、推奨事項を国内法に採用することを選択した国・地域が、納税者が所得を外国子会社に移転することを効果的に防止するルールを整備できるよう設計されたものであることが謳われています。最終レポートでは、推奨されている基本構成要素は「CFC税制を有していない国にとっては、推奨されるものをそのまま導入し、CFC税制を既に有している国にとっては、現行のCFC税制を推奨されているルールにより近づけるよう変更する」ことを可能にするものであることが示されています。

有効なCFC税制を設計するための6つの基本構成要素は、以下のとおりです。

- ▶ CFCの定義（支配の定義も含む）
- ▶ CFC税制の適用除外の範囲及び基準要件
- ▶ CFC所得の定義
- ▶ 所得の算定方法
- ▶ 所得の帰属
- ▶ 二重課税の防止及び排除

最終レポートにおいては、行動3に関して、各国・地域の間で共有されている政策・ポリシー（移転価格税制の補強（バックストップ）、コンプライアンスの負担と二重課税回避とのバランスを効果的に維持すること等）と、個々の国・地域の国内税制全般に関わる、異なる政策目的とが存在することを認めています。各国が個々の政策目的をどのように優先的に位置付けるか（国外所得課税と競争力維持のバランス等）は異なります。このため、推奨事項には、各国の国内税制全般に関わる政策的、及び当該国が負っている国際的な法的義務に、それぞれ調和する内容となるようなCFC税制を導入できるよう、柔軟性が与えられています。特に、CFC所得の定義に関連して、最終レポートでは、自国の政策枠組みに調和するCFC税制が設計できるような柔軟性が必要であると認識されています。その結果、2015年4月に公表された行動3のディスカッション・ドラフト「CFC税制の強化」と同様に、最終レポートにも、BEPSの懸念を生じさせるCFC所得の定義に用いることができる、いくつかのアプローチをしています（これらのアプローチは網羅的なものではありません）。

### 行動4 – 利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた税源浸食の制限

行動4の最終レポート「利子の損金算入及びその他の金融取引の支払いによる税源浸食の制限」は、特定の事業体（entity）（又は同じ国の中で事業を行う事業体のグループ）による純支払利子の損金算入を、利払い、税金、減価償却控除前利益（EBITDA）に特定の率を乗じて算出された金額に制限する「固定比率」ルールの導入を推奨しています。最終レポートでは、このEBITDAに乘じる比率を10%から30%の間で設定すべきであるとしています。この比率の範囲は、（グロスの総支払利子ではなく）ネットの純支払利子の損金算入に対して意義のある上限を定めるよう設計されつつも、大半の多国籍企業が第三者へ支払う利子の全額を損金算入することが可能となる比率であると説明しています。

最終レポートはさらに、この固定比率ルールを補完し(代替するのではなく)、負債比率の高いグループ又は業種にさらなる柔軟性をもたらすため、「グループ比率」を導入することも推奨しています。グループ比率ルールの下では、例えば、ある事業体の純支払利子はその国の固定比率により算定される上限額を超過する場合であっても、その事業体が所属する多国籍企業グループの、第三者への純支払利子額をEBITDAで除して算出する比率と同等の比率を上限として、損金算入することが認められます。また、各国は、二重課税を防止する目的で、企業グループの第三者への純支払利子の10%を上限として、比率の計算に際して上乘せすることもできます。さらに、グループ比率ルールの代替案として、「資本逃避(equity escape)」ルールも考えられます。このルールは、企業の負債資本比率が、所属する多国籍企業グループ全体で計算した負債資本比率を超えない限り、利子の損金算入を認めるものです。

最終レポートは、この基本的枠組みを超えて、以下の点を検討することを推奨しています。

- (i) 収益の変動(ボラティリティ)が利子の損金算入に及ぼす影響を最低限に抑えるため、当年度及び過年度の平均EBITDAを使用
- (ii) 一定の上限額の範囲内で、損金不算入となった支払利子及び／又は未利用である利子の損金算入枠の繰越及び／又は繰戻しを認めるルールを規定
- (iii) 公益性のある(インフラストラクチャー)プロジェクトの資金に用いられるローンについて、第三者である資金提供者に対して支払われた利子を除外するルール、及び最低金額基準未満の純支払利子しかない事業体に関する除外ルールをそれぞれ規定
- (iv) BEPS(課税ベース浸食及び利益移転)が行われる可能性が残る場合は、その可能性を排除する、対象を絞ったルールを規定

最終レポートでは、まず、行動2のハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントにおいて生じる利子の損金算入の制限ルールを適用し、次に行動4の利子の損金算入の制限ルールを適用すべきであると述べられています。さらに、利子の損金算入に対するその他の制限(当該国において独立企業原則又は過少資本税制の適用による制限等)も、行動4のルールより先に適用されるべきであると提案しています。加えて、行動4のルールにより損金不算入となった利子は、源泉徴収税の対象となるべきであるとしています。

最終レポートは、2014年12月に公表されたディスカッション・ドラフト「BEPS行動4: 利子損金算入や他の金融取引の支払い」で説明された様々な代替策の長所・短所を検証した後、OECDが選択した案を反映しています。とりわけ、最終レポートは、グループ比率ルールよりも固定比率ルールを優先的に位置付けています。純支払利子の損金算入を制限するという基本的枠組みの方向性は、レポートの中で明確に示されていますが、それでもなお、多くの疑問が残ります。その多くは、グループ比率ルールの導入に係るものです。例えば、最終レポートは、配当免税の対象となる、又は外国税額控除によって国内課税を免れる配当金等、優遇税制の対象となる所得をグループのEBITDAの計算に含めるか否かについてという点や、企業グループの中に、正の値のEBITDAではなく、損失を計上しているグループ会社がある場合にどう対応するか、といった点について、結論を示していません。加えて、レポートは、支払利子の損金算入に制限ルールを銀行や保険会社に適用することに関し、こうした業種には考慮しなければならない固有の特徴があると述べているにもかかわらず、具体的な提案をしていません。これらの残された課題は、2016年に完了予定の取組みの中で対処される予定です。さらに、最終レポートは新ルールの導入のスケジュールを指定していませんが、固定比率ルール及びグループ比率ルールを導入する国々は、納税者が現行の資金調達方法を見直すだけの合理的な時間を与えるべきであり、経過措置として適用除外条項を設ける場合には、その対象を第三者によるローンを中心にすべきであると推奨しています。

## 行動5 – 有害な租税慣行への対応

行動5の最終レポート「透明性や実態を考慮しつつ、有害な租税慣行に対しより効果的に対応する」は、主に以下の2つの分野を扱っています。

- (i) 当該税制が有害か否かの判断において適用する、「実質的な活動」の判断基準の定義付け
- (ii) 透明性の向上

最終レポートは、この2つの分野を取り扱う上で、知的財産(IP)や他の優遇税制(レジーム)に係る実態基準、IP優遇税制(IP regimes)のうち、容認されるものと段階的に廃止する必要があるものの判断、有害な優遇税制を成す構成要素、情報交換の対象とすることが義務付けられるルーリングの情報及び当該情報交換の相手国の決定、「ルーリング」に該当するものの内容(定義)及びクロスボーダー・ルーリングの取扱い方法に係るベストプラクティス(ルーリングの付与手続、期間、公表)等、多岐にわたる論点に触れています。

最終レポートはまず、「連結アプローチ(Nexus Approach)」を合意されたアプローチとして示し、IP優遇税制に関連する実

質的な活動の要件を定義しています。このアプローチにおいては、納税者自身が行う研究開発(R&D)業務の水準(レベル)に基づいてIP優遇税制を適用するか否か決めるべきであるとされています。加えて、IP優遇税制の適用対象となるのは、基本的には特許(広く定義される)及び著作権で保護されたソフトウェアに制限されるべきであるとしています。既存の16のIP優遇税制が、レビューの結果、連結アプローチの要件を充たしていないと判断されました。これらのIP優遇税制(及び実質的な活動の要件を充たさない他のIP優遇税制全て)について、2016年6月30日(又は、連結アプローチに沿った新しいIP優遇税制がこれより前に導入される場合はその発効日)より後は、新たに制度の適用を受けることが認められません。経過規定が適用される期間は、これらのIP優遇税制の新たな適用が認められなくなった日以降5年以内としなければなりません。2015年2月6日より後にIP優遇税制の適用を新たに受ける納税者には透明性の向上(Enhanced transparency)が求められ、また、2016年1月1日より後に関連者から直接的又は間接的に取得するIP(国内又は国際的組織再編の結果、取得するIPは除く)については、IP優遇税制適用による利益を享受することができなくなります。

連結アプローチをIP以外の活動に適用する場合、優遇税制の恩典を受ける適格性のある所得と、その所得を稼得するのに必要とされる主な活動との間に関連性がなければなりません。最終レポートは、金融サービスやその他のサービス活動に注目した様々な優遇税制(レジーム)(本社優遇税制、販売・サービスセンター、資金調達又はリース、ファンド運用、金融及び保険、海運等)の下で、所得を稼得するのに必要とされる主な活動のタイプを列挙しています。株式保有に関しては、株式保有を行うためには、実際のところ実態はあまり必要ではないかもしれないが、株式保有に関する税制(レジーム)に関して指摘されている懸念の多くは、事実関係如何では当該税制が有害であると認定されるという形で対処されることもあれば、BEPSプロジェクトの他の側面における推奨事項(行動2や6の推奨事項等)を通じて手当されることもありえる、といった内容が最終レポートには記載されています。

第二の重点分野は、一定のルーリングについて、強制的な自動情報交換の枠組みを通じて、税務の透明性を向上させることです。この枠組みは、特定の納税者に関するルーリングのうち、以下に該当するものに適用されます。

- (i) 優遇税制に係るルーリング
- (ii) 一国のみによる移転価格の事前確認(ユニラテラルAPA)、又は移転価格に関連した他のクロスボーダー・ユニラテラル・ルーリング

- (iii) 課税所得の減額調整を要請するクロスボーダールーリング(とりわけ、エクセスプロフィットルーリング(Excess profit ruling)及びインフォーマルキャピタルルーリング(Informal capital ruling))

- (iv) PEに係るルーリング

- (v) 関連者間の導管取引に係るルーリング

この枠組みは、将来、他のルーリングにも拡大される可能性があります。情報交換の対象となるのは、最終レポートに含まれているテンプレートに記載されているとおり、ルーリング自体ではなく、ルーリングに関する特定の情報です。

枠組みはまた、期日、法的根拠、守秘義務、情報交換の相手国となるべき国々等の問題も取り扱っています。情報交換は、将来のルーリングのみならず、2010年1月1日以降に発行され2014年1月1日時点以降で未だ有効であったものが対象となります。各国がこれを遵守するよう、年次レビューを含めた、継続的なモニタリング及び見直しのメカニズムが整備される予定です。

## 行動6 – 不適切な状況での条約の特典付与の防止

行動6の最終レポート「不適切な状況における条約の特典付与の防止」は、2014年9月発行の中間報告版に代わるもので、不適切な租税条約の特典の供与、及び、他にあり得る租税条約の濫用のケースに対処するために策定されたOECDモデル租税条約及びOECDモデル・コメンタリー改正案が含まれています。

最終レポートには、2014年9月のレポートから数多くの点が修正されていること、特典制限条項等の一部の規定については、さらなる取組みが必要となることが記されています。

このレポートは、3つのセクションにより構成されています。セクションAには、租税条約規定の濫用に対し防衛策を講じることができ、導入すべき内容に関し柔軟性のある濫用防止規定が含まれています。これに関しては、最終レポートには、各国が、条約漁りに対抗する最低限の防衛策となる「最低基準」を遵守することを約束したと述べられています。この最低基準のもと、各国は以下のいずれかを導入することとなります。

- (i) 主要目的テスト(PPT)ルール及びLOBルールの双方を組み合わせたアプローチ
- (ii) PPTルールのみ、又は
- (iii) LOBルール及び導管金融取引に対処するための補助規定

レポートには、PPTルール及びLOBルールを組み合わせたアプローチを使用する場合に、「簡易バージョン」と呼ばれるLOBルールの使用も認めており、その詳細はOECDモデル・コメントリーにて説明されています。また、最終レポートでは、最低基準に加えて、他の形態の条約濫用のケースに対処するための対象を絞ったルールの記載もあります。例えば、二重居住性のある事業体が関連する場合等への対処に対象を絞ったルールや、第三国に所在するPEに適用されるルールも盛り込まれています。

レポートのセクションBには、OECDモデル租税条約のタイトル及び序文の修正が盛り込まれおり、条約漁り等による脱税や租税回避によって非課税又は減税を達成する可能性を与えることなく、二重課税を排除するという意図を明確にしています。セクションCでは、他国との租税条約の締結をするか否かという意思決定、引いては、状況の変化が生じた場合に改正(又は、究極的には条約の終了)を行うか否かという意思決定にも関連する税務ポリシーに係る検討事項を特定しています。

最後に、最終レポートは、上述したとおり、行動6に関して今後必要な取組みについて説明しています。とりわけ、米国による、米国モデル租税条約のLOBルールを改正する提案について言及しています。最終レポートに盛り込まれたLOBルール及びそれに関連するコメントリーは草案であり、米国モデル租税条約のLOBルールの最終的な改正を考慮した見直し(レビュー)を行い、当該見直しを踏まえ、必要に応じて修正されるとしています。LOBルール及びコメントリーの最終版は、2016年前半に完成する見込みです。加えて、最終レポートは、非集団投資ビークル(non-CIV)や年金基金への条約上の恩典の認定に関し、さらなる取組みの必要性を指摘しており、この取組みにおいては、関係者とコンサルテーションを実施することが有益であるとしています。2016年の完成が見込まれる行動15に基づく他国間協定の交渉との関連では、2016年前半のうちに当該取組みが完了する必要があります。

## 行動7 – PE認定の人為的回避の防止

行動7の最終レポート「PE認定の人為的回避の防止」においては、外国企業が他国でPEを構成せずに事業を遂行可能にすると思われる、以下のアレンジメントや戦略の使用を防止するため、OECDモデル租税条約第5条におけるPEの定義の変更を提案しています。

- ▶ コミッショナー・アレンジメントや類似の戦略
- ▶ 特定の準備的又は補助的活動の例外規定の使用(いわゆる「統一したまとまりのある」(cohesive)事業活動を、いくつかのより小さな営業活動へと分断して、分断した各活動について準備的又は補助的例外規定を利用できるようにするといった、人為的な細分化も含まれます)

最終レポートは、行動6においてOECDモデル租税条約に導入される主要目的テスト(PPT)の使用も提案しています。この提案は、建設契約に関し、密接に関連する企業(closely related enterprises)間で契約を分割する戦略に対処するためのものです。また、12カ月基準を計算するにあたり密接に関連する企業が同じ建築現場や建設・据付プロジェクトにおいて費やした期間を自動的に合算するというコメントリーへの代替規定も提案しています。

2015年5月に公表された改訂ディスカッション・ドラフト、「行動7:人為的なPE認定の回避」に比べ、最終レポートは、PE認定の人為的な回避から生じるBEPS(課税ベースの浸食及び利益移転)の濫用と認識されている状況に関してOECDが採用する立場という意味では大きな変更はありません。しかし、最終レポートは租税条約第5条第5項及び第6項の文言の修正提案に、若干ながら改良を加えています。現行の第5条第5項では、PEを構成するには、外国企業の代理として行動している(独立代理人以外の)個人が「当該企業の名で契約を締結する権限」を有していなければなりません。行動7の最終レポートでは(独立代理人以外で)常習的に契約を締結する者、又は「当該企業が重要な変更を加えることなく日常的に締結されている契約に関し、その締結に向けられた主要な役割(the principal role leading to the conclusion of contracts)を常習的に果たす者」としています。これに対して、ディスカッション・ドラフトでは、「常習的に契約を締結する者又は契約の重要な要素を交渉する者」としていました。第5条第6項の独立代理人の定義を狭める条文の修正も提案されました。「関連付けられる当事者(connected parties)」を「密接に関連する企業(closely related enterprises)」に変更するというものです。最終レポートでは、この密接に関連するという点について、一方の者が他方の実質的持分の50%超を直接的もしくは間接的に保有する場合、又は会社の場合は、会社の株式もしくは実質的持分の合計の議決権及び価値を50%超保有している場合と定めています。

## 行動8-10 – 移転価格の側面

OECDは、行動8-10をまとめた1つのレポートで、次のような移転価格ガイダンスの改訂を取り上げています。

- ▶ 独立企業原則の適用に関する改訂ガイダンス(OECD移転価格ガイドライン第1章セクションDの改訂)。特に実際に行われた取引の特定、リスク管理の解釈、及び移転価格上考慮する必要のない実際に行われた取引の状況についてのガイダンスを提供しています

- ▶ 移転価格における比較可能性の要素に関するガイダンス。これにはロケーション・セービング、集合労働力、及びMNEグループの相乗効果(OECD移転価格ガイドライン第1章への追加)が含まれます。本ガイダンスは無形資産の移転価格に関する2014年レポートで公表されたガイダンスから変更はありません
- ▶ コモディティ取引の移転価格に関する新ガイダンス(OECD移転価格ガイドライン第2章への追加)
- ▶ OECD移転価格ガイドライン第6章の改訂版。無形資産を取り上げ、投資活動への対価と評価困難な無形資産に関する新ガイダンスを含みます
- ▶ 低付加価値グループ内役務提供に関する新ガイダンス(OECD移転価格ガイドライン第7章の改訂)
- ▶ OECD移転価格ガイドライン第8章の全面改訂版。費用分担契約を取り上げています

さらに行動8-10の最終レポートは、取引単位利益分割法の適用に関する新ガイダンスを作成するために、OECDが行わなければならない追加作業について述べています。OECDは、2016年にディスカッション・ドラフト、2017年上半年に最終ガイダンスの発表を予定しています。

## 無形資産

無形資産に関する最終レポートは、2014年9月に発表されたレポート10に基づくOECD移転価格ガイドライン第6章の新版を含みます。最終レポートの構成は、2014年レポートと同じく、以下の4つの事項に関するガイダンスを提供するセクションを含みます。

- (i) 移転価格上の無形資産の特定。これには移転価格上の無形資産の定義を含みます
- (ii) 無形資産を伴う取引の特定と特徴付け。これにはどの企業が無形資産開発のコストとリスクを引き受け、そして当該無形資産からの経済的利益を受け取るべきかの判断が含まれます
- (iii) 無形資産を伴う取引区分の特定
- (iv) 無形資産を伴う場合の独立企業間取引としての条件と価格設定の判断。特に無形資産の評価、及び評価困難な無形資産の独立企業間取引としての条件を取り上げています

最終レポートの主な特徴と従前の無形資産に関するレポートとの相違点は、次のとおりです。

- ▶ どの企業が無形資産の使用から経済的利益を受け取る権利を有するかに関するガイダンス。最終レポートは、無形資産の単なる法的所有権のみでは、その使用による利益への権利を何ら与えるものではないとして、従前の作業内容を明確に確認しています。むしろ無形資産からの経済的利益は、その無形資産の開発・改善・維持・保護・使用という重要な価値創造機能を遂行し、これらの機能に伴うリスクを引き受け管理する企業のものとなるべきであるとしています
- ▶ 無形資産開発のための資金提供に対する独立企業原則による利益の決定に関する新ガイダンス。資金を提供した企業が、その引き受けた財務リスクの管理を行った場合、その企業はそのリスクに見合った期待利益率(例えば、比較可能な他の投資を行った場合に得られる利益率)の権利を有しますが、財務リスクの管理を行わない企業の場合は、リスクフリーリターンまでしか受け取る権利がないとしています
- ▶ 評価手法に関するガイダンス。最終レポートはデータベースによる比較対象は無形資産取引にはほとんど適さないとし、より適用可能性のある他の手法の使用についてのガイダンスを提供しています
- ▶ 評価困難な無形資産に関するガイダンス。開発中に移転又はライセンスされる無形資産、もしくはその価値が極めて困難な無形資産の場合、税務当局は取決めが独立企業原則に基づくかの判断を下すために、実際の利益に関する事後の証拠を使用することができるとしています。当該取決めには、その取引の時点において独立企業間で締結されたであろういずれの偶発的要素を含めた価格の取決めが含まれます。納税者は当初の価格設定が、合理的に予測可能な全ての事象を考慮した妥当な予測に基づいたものであることを証明することが求められます。当該手法では、米国の「所得相応性」基準に類似したものがありません

この無形資産に関するガイダンスは事実上最終のものですが、パートDにおける取引単位利益分割法の適用についてのセクションの改訂をわずかに残しています。当該部分の改訂は、OECDが当該移転価格算定方法に関する新ガイダンスを完成する際に行われる見通しです。

## 費用分担契約

費用分担契約(CCA)のセクションは、現在のOECD移転価格ガイドライン第8章全体に置き替わるものです。最終レポートは、レポートの他の部分におけるリスク管理及び無形資産取引に関する新ガイダンスと、CCAに関するガイダンスを連携させることを目的としています。最終レポートにおけるCCAに関するガイダンスは、いくつかの側面でOECDと産業界の代表との協議を反映し改善されていますが、2015年4月に公表されたディスカッションドラフトにおけるガイダンスとほぼ同じ内容です。

最終レポートにおける主要な内容は、以下のとおりです。

- ▶ CCAとは、無形資産、有形資産、又は役務の共同開発、生産もしくは取得に関わる貢献とリスクについて、資源及びスキルを一元化することで参加者の相互便益を期待して分担する、企業間の契約上の取決めです
- ▶ 相互便益の期待は、CCAに参加する必須前提条件となります。参加者はCCAの成果、例えば取得した権利又は開発したサービスの使用から便益を得ることを期待するものでなければなりません
- ▶ 管理はCCAの参加者とみなされる必須前提条件となります。参加者はCCAにおけるリスク管理を実行できる機能を有していなければなりません。これは参加者がCCAに参加する際に、初期財務リスクの引受けを決定する能力、さらに当該CCAに関連するリスクにどのように対処していくか継続的に決定できる能力を有していなければならないということです
- ▶ CCA参加者によってなされる貢献の価値は、そのCCAから合理的に予測できる便益に比例したものでなければなりません。貢献が合理的に予測できる便益に比例したものでない場合、その差を調整する支払いが必要となる可能性があります
- ▶ 各参加者の貢献の価値は、比較可能な状況で非関連独立企業が当該貢献に帰属させたであろう価値に従って決定されなければならないとしています。貢献は価値によって測定されるべきとされていますが、最終レポートは、納税者にとっては現在の貢献に対する費用に置き換える方がより実務的であることを認めています。しかしながら、それぞれの参加者の貢献の性質が異なる場合(例えば、ある参加者はサービスによる貢献をし、他の参加者は無形資産やその他の資産による貢献を行う場合)、このアプローチは適切ではないと考えられます

## 評価困難な無形資産

最終レポートは、評価困難な無形資産(HTVI)に関し特別な移転価格アプローチを含み、ガイダンスは2015年6月に公表されたディスカッションドラフトの最終版となります。

HTVIIは無形資産又は無形資産に係る権利で、関連企業間で移転される際に以下の状況にあるものと定義されます。

- (i) 信頼できる比較可能取引が存在せず、
- (ii) 取引が行われた時点で、将来のキャッシュフロー予測、又は移転される無形資産から生じる期待利益、もしくは無形資産の評価において使用される前提条件が極めて不確かであり、移転の時点で無形資産の最終的な成果の程度を予測することが困難なもの

最終レポートにおけるアプローチは、納税者の設定したHTVIIに関する価格の取決めについて、税務当局が独立企業原則に則っているかどうか、及びHTVIの評価に重要な予測可能な開発又は事象が適正なウェイト付けに基づいているかどうかを判断できること、もしくは判断できないのはどのような状況であるかを確実にすることを意図しています。このアプローチでは、事後的証拠が取引時点での不確実性の存在についての推定証拠となります。不確実性には、納税者が適正に取引時点で合理的に予測可能な開発又は事象を考慮したのかどうか、そしてそのような無形資産又は無形資産に係る権利の移転価格の決定に当たって事前に使用した情報の信頼性があります。このような推定証拠が独立企業間価格の正確な算定に影響しないと示すことができれば、この証拠に対し反論が起きる可能性があります。

ディスカッションドラフトと比べ、最終レポートは移転がHTVIのルール範囲に該当しない場合のより詳細な例外とセーフハーバーについて述べています。

## リスク及び資本

最終レポートはまた、行動9(リスクの移転又は過度な資本配分)及び行動10(取引の再構成を行う状況の明確化)の作業に従ったOECD移転価格ガイドライン第1章セクションDの改訂、そしてより具体的には、移転価格分析を行う際に考慮すべき次の主要ガイダンスを含んでいます。

- ▶ 関連企業間の契約関係をその当事者の実際の行動を証左として分析することで、関連企業間の実際の取引を正確に記述することの重要性

- ▶ 機能分析の一部であるリスク分析の詳細なガイダンス。これには6段階の分析フレームワークが含まれています。本フレームワークは個別に明確化した経済的に重要なリスクの特定、これらのリスクの契約による配分の決定、そしてこれらのリスクに関連する機能を検討します。移転価格上、リスクを引き受ける関連企業はリスクを管理しなければならず、そのリスクを引き受けるだけの財務能力を有していなければなりません
- ▶ 資金提供の他に重要な経済的活動を伴わず、資金提供に関連した財務リスクの管理を行わない資金の充実したMNEグループの関連会社(キャッシュ・ボックス)は、取引が商業合理性のない場合、リスクフリーの投資に対する利益以上を受け取ることはありません
- ▶ 商業合理性のない例外的な場面では、税務当局は実際の取引を否認することができます。実際の取引が比較可能な経済的状况において非関連者間で合意するであろう商業的に合理的な取決めであるか否かが主要な問題となります
- ▶ 低付加価値サービスの独立企業間価格を決定する選択適用が認められる簡素化アプローチ
  - ▶ 低付加価値サービスに関連する費用を決定するプロセス
  - ▶ 全般的な配賦基準の容認
  - ▶ 簡易な便益テスト
  - ▶ 標準的な5%のマークアップ
- ▶ 簡素化アプローチの適用要件としてMNEが準備すべき文書化と報告の規範的ガイダンス
- ▶ 税務当局による簡素化アプローチを認めない一定基準の導入可能性。一定基準については、以下に述べる簡素化アプローチ導入ステップでさらに作業が行われます

簡素化アプローチの導入ステップは、以下の2段階より行われます。最初のステップとして、大多数の国々が2018年までに当該選択適用が認められる簡素化アプローチを支持することに合意します。第2のステップは、その他の国々にとって選択適用が認められる簡素化アプローチによる支払いが、税源侵食をもたらすことのないようにするというものです。また、選択適用が認められる簡素化アプローチを適用しない一定基準の可能性、及びその他の導入に関する課題についての作業が今後行われます。

最後に、改訂されたガイダンスは、税務当局が低付加価値サービスに対する源泉課税について、その利益部分に限定することを推奨しています。

リスク及び再構成に関して、最終レポートには2014年12月のディスカッション・ドラフトから重要な変更点があります。それは機能分析の不可欠な要素としてのリスクについてのガイダンス、リスクを分析するための新たな6段階の分析フレームワーク、個別に明確化した経済的に重要なリスクを検討することによる重要性基準、リスクを引き受けることのできる財務能力の重要性を含む点であり、ディスカッション・ドラフトでは全般的に無視されていたものです。一方、モラルハザードの概念は排除されました。

## 低付加価値サービス

行動10の低付加価値サービスに関するガイダンスは、2014年11月に公表されたディスカッション・ドラフトの最終版であり、役務提供に関してOECD移転価格ガイドライン第7章を書き直したものです。最新のガイダンスは、低付加価値サービス及び本社費用に対する適切な支払いと、支払国の課税ベースを守る必要性とのバランスを達成する、という明確な目的を述べています。

提案されたガイダンスの主要な特徴は、以下を含みます。

- ▶ MNEの重要な事業の一部ではなく、価値ある無形資産を必要とも又創り出すともせず、重要なリスクに関与しない、本来補助的な低付加価値グループ内役務提供の標準的な定義
- ▶ 一般的に定義に当てはまるサービスのリスト。リストにおけるサービスは、本質的に後方支援業務です

## 利益分割法

行動10の目的の1つは、グローバルバリュー・チェーンにおける移転価格算定方法、特に利益分割法の適用を明確にする移転価格ルール又は特別の措置を設けることでした。どの点について追加的に明確化することが役立つか判断するために、OECDは2014年12月にディスカッション・ドラフトを公表しましたが、当該ドラフトには改訂ガイダンスは含まれていませんでした。行動8・10の最終レポートは、「取引単位利益分割法に関するガイダンスの対象範囲」において、改訂・改善されたガイダンスはどのようなものかを、次のように説明しています。

- ▶ 取引単位利益分割法が特定の場合に最も適切な算定方法である状況を明確にし、どのようなアプローチが、信頼性の高い利益の分割方法となるかを解説する
- ▶ BEPS行動計画に従って移転価格ガイダンスが変更されること、及び行動1に関して作成されたレポート「電子経済における税務上の問題への対処」の結論を考慮する

- ▶ 関連者間取引の特殊性などにより、比較可能取引を入手することが制限される状況での移転価格へのアプローチを構築するために行われる今後の作業を反映し、そのような場合どのようにして最も適切な算定方法を選定すべきかを明確にする

最終レポートにおけるこのガイダンスの対象範囲を基礎として、OECDは2016年中にガイダンスの草案を、そして2017年上半年に最終版を作成する予定です。パブリックコメントを募るためのディスカッションドラフトが発表され、パブリックコンサルテーションが2016年5月に開催される予定です。

### コモディティ取引

行動10におけるコモディティ取引に関する新ガイダンスは、2014年12月に公表されたディスカッションドラフトの最終版であり、OECD移転価格ガイドラインの параграф2.16の直後に挿入される追加の параграфを含んでいます。その明確な目的は、移転価格の観点からコモディティ取引の分析のための枠組を改善することです。これにより税務当局と納税者はコモディティ取引の独立企業間価格の算定についてより一貫性を持ち、価格設定に関して確実に価値創造を反映することができるようになります。

コモディティ取引に関して公表されたガイダンスの主要な特徴は、以下のとおりです。

- ▶ コモディティ取引への独立価格比準法(CUP法)の適用、及びCUP法の適用における入手可能な公開建値の使用に関する既存のガイダンスを明確化
- ▶ 税務当局による調査への協力のため、納税者がコモディティ取引の価格設定方針を文書化することを推奨
- ▶ 取引当事者が合意した実際の価格決定日に関する証拠がない場合、関連者間コモディティ取引のみなし価格決定日を採用することに関するガイダンス

最終ガイダンスは、ディスカッションドラフトからわずかな変更となっています。これにはCUP法を使用する際に適用できる調整方法についてのより具体的なリスト、及びサプライチェーンにおいて他の関係当事者が果たす機能、使用する資産、引き受けるリスクに対して適切な対価が必要であることの明確化が含まれます。

## 行動11 – BEPSのデータ収集・分析

行動11は、BEPSの対処策ではなく、BEPS行動評価に係るもので、他のBEPS行動とは異なります。BEPSの規模の推測、その測定指標の特定、及びBEPS評価の向上に向けた推奨事項の提供を意図したものです。行動11の最終レポート「BEPSの測定とモニタリング」は、BEPSにより世界の法人税収が4%～10%減少していると推測しています(すなわち、年間1,000億～2,400億米ドル)。

以下は、最終レポートが挙げる6つのBEPS指標です。

- 低課税国への海外直接投資の集中
- 高課税国のMNE(多国籍企業)関連者の利益率との比較における、低課税国のMNE関連者の利益率
- グループ全体の利益率との比較における、低課税国のMNE関連者の利益率
- 国内専従企業との比較における、MNEの実効税率
- 無形資産の研究開発国からの移転
- 高課税国所在のMNE関連者による借入の集中

最終レポートは、データの収集及び共有について、OECD及び各国税務当局のより一層の協力を推奨しています。また、行動5、12、13で収集するデータを使用することで可能となる追加的BEPS測定方法を複数特定しています。

## 行動12 – 濫用的なタックス・プランニングの開示

行動12の最終レポート「義務的情報開示ルール」には、義務的情報開示制度の設計について数々の推奨事項が挙げられています。開示制度の目的は、税務当局への情報提供を早期に行うことで税務の透明性を向上させ、潜在的に濫用的なスキームの実施を阻止し、BEPSに関連する税務リスクを生じさせると判断される濫用的スキームの奨励者(プロモーター)及びそれに関与する納税者を早期に特定することにあります。義務的情報開示制度の導入の否応については、各国の選択に委ねられており、行動12の最終レポートに記される推奨事項は、最低基準(ミニマム・スタンダード)にあたるものではありません。

各国は、情報開示義務の主たる責任者をプロモーターのみとするか、プロモーターと納税者双方とするかのいずれかを選択することができます。対象スキーム又は取引の情報開示義務をそのプロモーターのみとする選択をした場合であっても、プロモーターが国外にいる場合、関与するプロモーターが存在しない場合、又はプロモーターが法的権限を有する場合、納税者に情報開示義務を課すことを提案しています。プロモーターは、納税者に対してスキームを提示した時点で開示する必要がありますが、納税者に情報開示義務がある場合、スキームの実施時に開示することとなります。

どのタイプの取決めが情報開示の対象となるかを判断するにあたっては、報告基準が使用されます。報告基準のいずれか1つでも満たされれば情報開示義務が発生しますが、一般報告基準(守秘性、割増報酬等)と特定報告基準(損失スキーム又はリース取引等、特定の取引に的を絞るためのもの)の双方を使用することが推奨されています。最終レポートはまた、コンプライアンスの負担を低減するための策として、特定の基準値(すなわち、メインベネフィットテスト、及び/又はデミニマス基準)を導入することを推奨しています。この基準値を超過した場合にのみ、報告基準に基づく判定が必要となります。

最終レポートと2015年3月発行のディスカッション・ドラフトとの主な違いは、課税国において重要な租税歳入リスクをもたらす国際的租税スキームを捕えるには、義務的情報開示制度をどう実施したらよいかというものです。最終レポートは、そのようなスキームに関連して導入された報告基準は、特にBEPS関連リスク(ディスカッション・ドラフトで言及されている、一般的なタックス・プランニングリスクではなく)に焦点を置くべきことを強調しています。OECDは、ある取決めがもたらす国外への影響を国内の納税者(又はそのアドバイザー)が把握していたと合理的に予想できる場合、そのようなスキームを義務的情報開示の対象とし、取決め締結時に合理的に考えて国外への影響があるか否かを判断することを推奨しています(この推奨事項はディスカッション・ドラフトでは想定されていませんでした)。

### 行動13 – 移転価格文書化及び国別報告書に係るガイダンス

行動13の最終レポート「移転価格文書化及び国別報告書」は、2014年9月発行のレポートの内容に沿い、三層構造から成る移転価格文書化及び国別報告書の方式を提案しています。

この三層構造の定型は、以下により構成されます。

- ▶ 「マスターファイル」:多国籍企業(MNE)のグローバル事業展開及び移転価格ポリシーについて、各国地域の税務当局に概観的な情報を提供します
- ▶ 「ローカルファイル」:重要な関連者間取引、取引金額、当該関連者間取引における移転価格分析について、当事国の税務当局に対し、より具体的な情報を提供します
- ▶ 「国別報告書様式」:大規模MNEが事業を行う各国地域毎の、収入金額(関連者及び非関連者の別)、利益、支払法人税、発生法人税、従業員数、資本金、利益剰余金、有形資産が年次で報告を求められます。さらに、各国地域毎に事業を行うグループ会社各々の全てを記載し、それらが行う事業活動を示します

マスターファイル及びローカルファイルは、各国地域の税務当局に直接提出します。

国別報告書は、親会社の税務上の居住地である国地域に提出

され、多国間税務執行共助条約、二国間租税条約、又は税務情報交換協定に基づく政府間メカニズムに従い、各国地域と自動的情報交換が実施されます。

新規となる国別報告書の提出は、2016年1月1日以降開始の事業年度より求められ、年間連結収益が7.5億ユーロ以上であるMNEに適用されます。

新しい報告制度を円滑に導入するため、国等がMNEグループに対し国別報告書の提出を求める際のモデルとなる法規定及び、各税務当局間で国別報告書の情報交換の実施が円滑に進むような権限ある当局による合意文書が盛り込まれた実施パッケージが作成されました。次のステップとしては、国別報告書の電子的交換を可能とすることを目的として、XMLスキーマと関連するユーザーガイドを2015年末までに策定することが予定されています。

OECDは、BEPSプロジェクト参加国がこれらの新しい基準の実施状況を注意してモニタリングし、遅くとも2020年末までには、この新しい三層構造方式のコンプライアンス状況及び有効性を再検証するよう求めています。

### 行動14 – 紛争解決メカニズムの有効性向上

行動14の最終レポート「紛争解決メカニズムの有効性向上」は、紛争解決のアプローチの大幅な変更を実施するという参加国のコミットメントを反映しています。最終レポートは、相互協議手続き(MAP)のメカニズムの実効性と効率性を高めることを目指した措置を含んでいます。これは、各国が取るべき具体的な行動や、法令や税務行政の執行に係る変更の提案、及びOECDモデル租税条約及びコメントリーの変更等といったものです。これらの措置の主な狙いは、次のとおりです。

- (i) 納税者がMAP手続き要件を満たす限り、MAPを行う
- (ii) 国内の救済手続きがMAP手続きを行うことを阻害しないようにする
- (iii) 各国に誠実にOECDモデル租税条約第25条の内容を履行させる

これらの措置の多くが、租税条約による紛争解決の最低基準となっており、すべてのOECD加盟国及びG20諸国が従うことに合意しています。この基準を遵守しているかは税務当局のMAPフォーラムの場を通して相互モニタリングの対象となります。この最低基準はベストプラクティスとして指定された追加的措置により補足されますが、これにはOECDのBEPS及びG20諸国の一部しかコミットする姿勢を見せていません。最後になりますが、レポートは二国間租税条約において、拘束力のあるMAP仲裁の義務的实施に合意した20カ国を掲載しています。OECDによれば、このコミットメントを明らかにした国は2013年末時点で進行中のMAP案件の90%以上に關与しています。

## 行動15 – 二国間租税条約改定のための 多国間協定の策定

行動15はBEPSプロジェクトにおいて展開されることになる租税条約関係の措置の実施や二国間租税条約の改定に向けて、多国間協定のテクニカル上の可能性を検討しています。行動15の最終レポート「二国間租税条約改定のための多国間協定の策定」はこの多国間協定の現況の概観を示しており、2014年9月に発行されたレポート(2014年レポート)を概ね再校したものです。

国際公法及び税務の専門家の報告に基づきし、レポートは多国間協定の可能性、望ましい形態、そしてそれが現在の租税制度に与える影響を検討しています。本レポートでは、現行の二国間租税条約を個々に再交渉する必要性を省き、BEPSプロジェクトにより策定された措置に関し迅速で一貫性のある実施を達成するためには、このような協定が望ましいとしています。また、本レポートではテクニカル(国際公法及び国際租税法)及び政治的な観点から多国間協定に関するいくつかの障害を特定しています。その上で、租税以外の分野の多国間協定の多数の例を引き合いに出して、問題となる障害については克服できることを説明しており、多国間協定は実行可能性があると思われると結論付けています。本レポートは、多国間協定の対象は、最初の段階ではBEPSプロジェクトが結論付けた租税条約関連の措置に限定すべきであると提言しています(即ち、多国間相互協議手続き、双方居住者条項、ハイブリッド・ミスマッチの調整、三カ国に跨るPEの事例、租税条約の濫用です)。

2014年レポートの分析に基づき、多国間協定策定のために特別グループを設立することでOECDの租税委員会承認され、2015年2月にG20財務相及び中央銀行総裁により了承されました。この決定命令もまた行動15の最終レポートに再掲されています。このグループは関心のある全ての国々に門戸を開いており、OECD非加盟国やG20以外の国も含め、同等の立場での参加が可能です。このグループは2015年5月に作業を始め、2016年12月31日までに多国間協定を最終化し署名できるようにすることを目指しています。今日までのところ約90カ国が参加しています。多国間協定策定への参加は任意で、最終化されても協定に署名する義務はありません。

## 今後に向けて

これらの最終レポートはこれまでのBEPSプロジェクトの作業の集大成となるものです。最終レポートには国際税務の枠組みの重要な要素について大幅な変更をもたらす内容の推奨事項が含まれています。こういった変更は、OECD移転価格ガイドライン及びOECDモデル租税条約の改正や、各国の国内法の推奨条文に反映されています。全てのOECD加盟国、G20参加国、及び開発途上国十数カ国が、これらの合意された内容の推奨事項に繋がる討議に参加しました。

OECD最終レポートが公表された今、各国が様々な推奨事項を受け入れるのか否か、受け入れるとしたらいつどのように実施するのかという点に関心が向けられています。各国はOECDの推奨事項を予想して既に動き始めており、OECDが2013年7月にBEPSの行動計画を発表してから、世界中で多くのBEPSに起因する法整備や通達の整備の動きが発生してきています。さらにG20の財務相はOECDに対しBEPS推奨事項に係る各国の実施状況をモニタリングするための包括的なフレームワークを策定するように要請しました。このフレームワークは2016年初めまでに策定される予定です。同時にOECDはいくつかのBEPS重点項目に関して追加継続的にテクニカルな作業を完了する予定で、これには行動4の利子損金算入制限、行動6の租税条約の濫用、行動7の恒久的施設、行動8-10の移転価格の問題が含まれます。

企業は自己のビジネスモデルと事業形態に対し、最終レポートに盛り込まれた推奨事項がどう影響するか検討しなければなりません。また、事業をしている国やこれから投資を検討している国での法令や税務行政の展開を注意深くモニターすることが必要です。加えて、企業は、国別報告書の要件も含めて新しい文書提出で求められる内容に注意を向ける必要があります。必要な情報を入手できるか、係る情報が定められた様式を満たすように入手するには何をしなければならぬか、報告した情報を税務当局がどう解釈するかなどについて検討しなければなりません。今まさに、企業は、国際税務における大きな変革の波への対応について、準備をする時期にあります。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20151020

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)